

ご注意ください

■ご契約後の契約内容の変更などの通知(右の囲み参照)

ご契約後に右記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、公庫融資を受けられた受託金融機関または幹事保険会社(損保ジャパン日本興亜)までご連絡ください。ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、変更内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

■事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、幹事保険会社(損保ジャパン日本興亜)にご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の100%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。

地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。その場合は手続きが必要となりますので、詳細につきましては、幹事保険会社(損保ジャパン日本興亜)までお問い合わせください。

■重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- ・保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

ご連絡が必要な変更

- 1 建物の構造・用途の変更
- 2 住居部分がなくなった
- 3 建物の建築年月
(地震保険の建築年割引を適用された場合)
- 4 建物の職作業・作業規模の変更
- 5 割増引の変更
(地震保険の割引を適用された場合)
- 6 保険の対象の譲渡
保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
- 7 ご契約者の住所・通知先変更
ご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡をいただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、遅滞なくご連絡ください。
- 8 上記以外の変更
上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

平成26年10月版

沖縄振興開発金融公庫 特約地震保険

引受保険会社一覧表

この保険契約は以下の保険会社による共同保険契約であり、損害保険ジャパン日本興亜株式会社が幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

(この保険契約の内容は各引受保険会社に連絡することがあります。)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	セコム損害保険株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
朝日火災海上保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社	
エース損害保険株式会社	大同火災海上保険株式会社	
共栄火災海上保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社	(幹事保険会社)
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	日新火災海上保険株式会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 **0570-022808** [ナビダイヤル] <通話料有料>
※PHS・IP電話からは **03-4332-5241** をご利用ください。

受付時間 ▶ 平日 午前9時15分～午後5時
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/>

お申し込み・お問い合わせ

火災保険期間の途中からでも地震保険にご加入することができます。

詳しくは、右記の幹事保険会社(損保ジャパン日本興亜)までお問い合わせください。

⚠ 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)

沖縄振興開発金融公庫特約火災保険幹事会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
特約火災保険部 **03-3349-4188**
〒160-8313 東京都新宿区西新宿 1-26-1

沖縄支店法人支社 **098-861-4585**
〒900-0015 那覇市久茂地 3-21-1 国場ビル 1階

受付時間：平日 午前9時～午後5時
ただし、土日祝日、12月31日～1月3日を除きます。
※休日・祝日明けはお電話が混み合う場合がございます。
※おかけ間違いにご注意ください。

●このパンフレットは「特約地震保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては幹事保険会社(損保ジャパン日本興亜)までお問い合わせください。



沖縄振興開発金融公庫特約火災保険幹事会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
〒160-8313 東京都新宿区西新宿 1-26-1

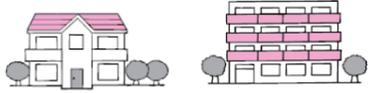
「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

特約地震保険へのご加入をおすすめします

特約地震保険では、地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失の損害を補償します。

保険の対象

保険の対象となるのは、以下の建物です。



● 住居のみに使用される住宅・マンション等

● 「住居」と「店舗・事務所等の事業」の両方に使用される建物

⚠️ ご注意

- 建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。
- 家財等は特約火災保険・特約地震保険の対象外となります。家財等の損害については、保険金のお支払いの対象とはなりません。ご希望の場合は別途、他の火災保険等をご利用ください。

補償内容

地震・噴火またはこれらにより発生した津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

保険金額の設定

保険金額の設定	特約火災保険金額の30%~50%の範囲内で設定
保険金額の限度額	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物について5,000万円※が限度

- ※ 地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- ※ 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯（戸室）数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。（ただし、特約火災保険金額の50%が限度です。）また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

保険料の目安

地震保険金額100万円あたりの保険料は以下のとおりです。

建物の構造	保険料
A構造、B構造または特級、1級、2級の場合	750円
C構造、C構造または3級、3級の場合	1,470円

- ※ 上記の保険料は、保険期間が1年間で地震保険の割引適用なしの場合の保険料を記載しています。
- ※ 建物の構造は、ご契約カード等でご確認ください。
- ※ 地震保険の割引制度については次頁をご確認ください。

【保険料例】建物の所在地：沖縄県、建物の構造：A構造、地震保険金額：1,000万円
750×(1,000万円/100万円)=7,500円

割引制度

地震保険は、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、複数の割引を重複して適用することはできません。複数の確認資料をお持ちの場合は、最も高い割引の確認資料をご提出ください。詳しくは幹事保険会社（損保ジャパン日本興亜）までお問い合わせください。割引は、確認資料をご提出いただいた日以降の期間に対して適用されます。

割引の種類	割引率	割引の適用条件	確認資料例（コピー可）
建築年割引	10%	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	建物登記簿謄本 建築確認書
耐震等級割引	1級	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）を有している場合	建設住宅性能評価書 認定通知書 技術的審査適合証
	2級		
	3級		
免震建築物割引	50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	
耐震診断割引	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準をみたく場合	耐震基準適合証明書 住宅耐震改修証明書

保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・50%・5%を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、損害の程度は、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）で確認します。

損害の程度	損害の程度		お支払いする保険金
	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額	焼失・流失した部分の床面積	
全損	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震保険金額の100% (時価額が限度)
半損	建物の時価額の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	地震保険金額の50% (時価額の50%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	-	地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)
	全損・半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		

- ※ お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減されることがあります。（平成26年8月現在）
- ※ 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

⚠️ 建物の損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。）建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度に応じて、「全損」「半損」「一部損」を認定します。主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。【例】門、塀、垣のみに損害があった場合

⚠️ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。【例】瓦のみが割れた、内壁の一部にひびが入った場合などで上記の「一部損」に至らない場合

⚠️ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が、「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

⚠️ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、火災保険では損害保険金だけでなく、各種費用保険金（残存物取付け費用など）も支払われません。（地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。）

保険金をお支払いできない主な場合

- ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
- ・戦争、内乱、暴動その他類似の事変
- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・地震等の際における紛失または盗難
- ・核燃料物質に起因する事故

など

詳細は特約火災保険のご契約時にお渡ししております「特約火災保険・特約地震保険ご契約のしおり」等をご参照ください。